# コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた 支援施策パッケージ(参考資料)

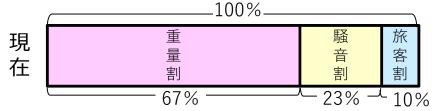
令和2年10月28日 国土交通省

## 1. 航空ネットワーク維持のための着陸料等の引下げ

担当部署:航空局総務課政策企画調査室担当者:二瓶・石徹白(内線48150、48154)

- ●新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、過去に例を見ない規模で航空需要の大幅な減少が続いている状況に鑑み、 経済活動や国民生活を支える<u>航空ネットワークの維持</u>を図るため、<u>令和2年度下期(令和2年8月~令和3年2月)</u> <u>分の国内線の着陸料等</u>について、<u>旅客需要の減少を踏まえた引下げ</u>を行う。
  - ▶ 着陸料について、主に航空機の重量に応じて徴収する体系から、旅客数に応じて徴収する体系に今後見直すこととする。 これにより、旅客需要が減少した場合には、航空会社の着陸料支払いの負担も減ることとなる。

### 【着陸料体系見直しのイメージ】





※旅客割と騒音割の割合は変更がありうる。

音

23%

### 【減免措置の内容】

	<b>[</b> [	国内線着陸料】	到着空港	
(現行措置)	機	材の重量・騒音値・旅客数に応じて定まる額 表の割合をかけた額	羽田空港の着陸料	その他の国管理・ 共用空港の着陸料
	出発空港	羽田、伊丹、福岡、新千歳	1/1	1/2 (沖縄着1/6)
		関西、広島、高松、松山、北九州、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島	2/3	1/4 (関西、成田、 中部発1/3) (沖縄着1/6)
		釧路、函館、高知、米子(美保)、岩国、 徳島、小松	2/5	
		旭川、帯広、女満別、秋田、山口宇部、青森、 庄内、富山、神戸、鳥取、出雲、岡山、佐賀	1/5	
		稚内、紋別、中標津、丘珠、三沢、大館能代、 山形、能登、南紀白浜、石見、その他	1/6	
		沖縄・離島所在空港	1/6	

× 55% (45%減免)

2

※国内線の停留料も、<u>一律45%減</u>とする。

## 2. 資金需要への対応、雇用維持のための施策

担当部署: 航空局航空ネットワーク部航空事業課 担当者:川端•林(内線48502、48512)

## ◆日本政策投資銀行(DBJ)の危機対応融資等の活用

中堅・大企業向け危機対応融資

総額15兆円規模

※全業種合計



5兆円規模

二次補正

10兆円規模 (うち劣後ローン最大5兆円)

## 資金繰り フェーズ

◆着陸料等の支払い猶予(令和2年度上期)/ 国税・地方税等の支払い猶予

着陸料、停留料、保安料、航行援助施設使用料、 航空機燃料税、固定資産税 等

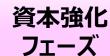
- ▶**令和2年度下期 着陸料・停留料の引下げ**(国管理·共用空港) 令和2年度下期分の国内線旅客便について一律45%の軽減
- ▶令和2年度下期 着陸料等の支払い猶予 令和2年度下期分の着陸料、停留料、航行援助施設利用料等の支払いを 猫予する。

## ▶雇用調整助成金の拡充

<sup>緊急経済対策</sup> 助成率の引上げ等

大企業: 1/2 ⇒ 2/3 (解雇等を行わない場合は3/4)

一人あたり支給上限額の引上げ(8,330円⇒15,000円)



▶日本政策投資銀行(DBJ)の資本性資金の供給

劣後ローン等の設定

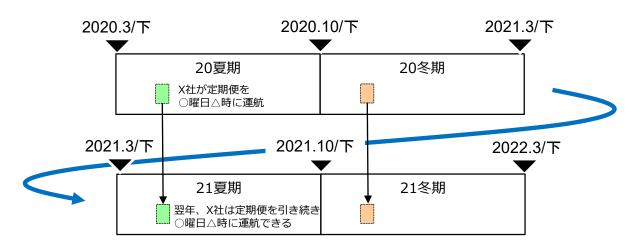
二次補正

最大5兆円規模

### 3. 混雑空港利用ルールの弾力的運用(U/Lルールの適用免除)

担当部署: 航空局航空ネットワーク部国際航空課担当者: 高橋(内線48189)

- 定期便については、運航日時が確定されないと安定して運航ができないため、将来の発着枠を 一定程度確約する仕組みが世界的に共通して設けられている。
  - (※出発国の空港・到着国の空港の両方で必要。また、乗継便接続や発着空港の運用時間の観点からも安定的である必要あり。)
- この確約は、定期便の予約受付け開始のタイミング(約半年前)を踏まえ、半年前までに行われる こととなっている。
  - 【U/Lルール (\*)】定期便を運航した会社は、翌年も同一時間に運航できるという国際的なルール (運航は、夏・冬期ごとに半年単位で算定)。
    - (※) U/L (Use it or Lose it ) ルール … 「運航した」かどうかは、半年単位で80%以上の運航があったかどうかで判断



○ このルールは、実際に運航しなければならないのが原則だが、コロナのようなやむを得ない 事情がある場合には、運航しなくとも、運航したとみなす取扱いとなっており、2020年冬期ダイヤ 4 においても、この取扱いを行う。(U/Lルールの適用免除)

## 3. 乗務機会の減少等を踏まえた乗務資格維持に係る緩和措置

担当部署:航空局安全部

航空事業安全室

担当者:勝間(内線50163)

- 〇運航便の減少に伴い、操縦士が乗務にあたって必要となる資格を維持できなくなる事態が懸念されているところ。
- 〇こうした状況を踏まえ、身体検査の有効期間の延長、操縦士に求められる最近の飛行経験の要件についての 代替措置の設定、機長に求められる審査要件の一時的緩和等を講じる。

### 対応項目の例

#### 航空身体検査の有効期間の伸長

✓ 操縦士は乗務にあたって航空身体 検査証明を受ける必要があり、航空 身体検査証明には資格の種類や年 齢等に応じて有効期間が設定

#### 航空身体検査証明の有効期間(抜粋)

資格の種類	操縦士の 年齢	有効期間
定期運送用操縦士	60歳未満	1年
│ 事業用操縦士 │ 准定期運送用操縦士	60歳以上	6か月

- ※2人操縦の航空運送事業機に操縦者として乗り組む場合
- ✓ 新型コロナウイルスの感染拡大の 影響を受け、<u>航空身体検査証明に</u> 係る手続きが困難な場合に有効期 間を伸長

#### 最近の飛行経験についての代替措置

✓ 航空会社の航空機に乗り組む操縦 士に対しては、最近の飛行経験を満たすことが求められている

操縦する日からさかの ぼって90日以内に同じ又 は類似型式の航空機で3 回以上の離着陸を実施し た経験 操縦する日からさかのぼって180日以内に6時間以上の計器飛行を行った経験

✓ ICAOが定める新型コロナウィルス 対応のガイダンスをもとに<u>代替措置</u> を設定

#### 代替措置の例

- ・要件を満たさない操縦士でも要件を満たす操縦士 等との同乗であれば乗務を許容
- 代替措置の適用にあたってはリスク評価等を実施

#### 機長審査の要件の一時的緩和

- ✓ 航空会社の航空機に乗り組む機長は、定期的に能力・知識の審査を受ける必要がある
- ✓ 機長審査にあたっては、口述審査 及び実地(路線・技能)審査を実施
- ✓ ICAOが定める新型コロナウィルス 対応のガイダンスをもとに<u>一時的な</u> 要件緩和を実施

#### 一時的な要件緩和の例

- ■口述審査の後、路線運航の減少により審査が受けられない場合一定要件を満たせば乗務を許容※
- ※ 有効期限を付すとともにその他各種条件を満たす場合に限り許容

## 4.1).1 Go Toトラベル事業の推進

担当部署:観光庁参事官(旅行振興) 担当者:多田(内線27302)

3,000円 (旅行代金の15%)

失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させる。

- **国内旅行**を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引(7月22日から開始)
- 加えて、宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与(10月1日から開始)
- 国の支援額(旅行代金割引+地域共通クーポン)は、1人1泊あたり2万円が上限(日帰り旅行は、1万円が上限)
- 連泊制限や利用回数の制限なし

旅行商品を選ぶ

・旅行先の都道府県+隣接都道府県の土産物店、飲食店、観光施設、 アクティビティ、交通機関などにおいて、旅行期間中に限って使用可能



(旅行代金割引は7,000円)

6

## 4.1).① 感染拡大予防ガイドラインの普及

担当部署:航空局総務課危機管理室担当者:赤井(内線48143)

 航空会社・空港ビル会社の各業界団体は、新型コロナウイルス対策の今後の持続的な取組を見据え、 感染防止のための自主的な取組として、専門家会議の提言や医療関係の専門家の助言等を踏まえて、 予防ガイドラインを策定(令和2年5月)。

### 空港ターミナルにおける利用者向けの主な対策

### ■ 出発旅客の検温

- ▶ 羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の6空港において、出発旅客に対しサーモグラフィーによる体温測定を実施。
  - ※その他空港でも、体調不良と思われる旅客には体温測定実施

#### ■ 3密の回避

- ▶ チェックインカウンターや保安検査場など、列ができる場所では旅客 同士の間隔を確保するよう誘導
- ▶ <u>空港到着前や非接触によるチェックイン</u>、自動チェックイン機・自動 手荷物預け機の利用を促進

#### ■ 利用者への呼びかけ等

- ▶ 館内アナウンス・ポスター等による手洗いやマスク着用、発熱時の 入館・航空便利用の自粛等の要請
- > 館内への消毒液の設置



サーモグラフィーによる体温測定 (関西空港)

ロエ/ご/ 提供:関西エアポート(株)



床面マーキングによる一定間隔の確保 (チェックインカウンター)

### 航空機内における利用者向けの主な対策

#### ■ マスク着用等

- ▶ 機内では、会話をなるべく控えることやマスクの着用を要請
- 必要最小限の機内サービス
- ▶ 機内での食事・飲料の提供は必要最小限に

#### ■ 機内消毒

▶ 座席のテーブル、肘掛け、モニター画面やコントローラーなど、 利用者がよく触れる場所の消毒



会話は控え、マスク着用



機内消毒

### 機内は常に衛生的で清潔な環境!



- 〇航空機内の空気は、常に機外から 新しい空気を取り入れ、機内で循環 後、機外へ排出することで、<u>約3分で</u> <u>すべて入れ替わる</u>仕組み。
- 〇機内の空気は、病院の手術室にも 使用されている**高性能なフィルター** でろ過され、常時清潔。

## 4.1).②国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

担当部署:航空局総務課危機管理室担当者:赤井(内線48143)

## 水際対策

〇2/1以降、入国拒否対象国(=感染症レベル3)を 順次拡大

※ 9月末時点:159か国・地域が入国拒否対象

ただし、日本人は帰国可

感染再拡大の防止と両立する形で、 往来再開に向けて順次対応

※ 防疫措置(検査等)が求められる。

〇検疫の適切な実施を確保するため、入国者の受入を成田・羽田・関西の3空港に集中 (9月末現時点で、国際線就航空港は

成田・羽田・関西・中部・福岡の5空港)

(3/9以降、中国・韓国からの旅客便は到着空港を (成田・関空に限定 国際的な人の往来再開に向けた対応

①在留資格保持者の再入国を順次許可(出国中の者の再入国から開始) (7/22以降順次)

②レジデンストラック\*1・ビジネストラック\*2の創設

※1:レジデンストラック

日本に入国(帰国)時の14日間の自宅等待機が前提

(→主にビジネス目的の長期滞在者向け(駐在員の派遣・交代等)。

10/1~:ビジネス目的に加え、留学・家族滞在等の目的も追加) タイ・ベトナム・台湾等10か国・地域との間で運用中(10月8日時点)

※2:ビジネストラック

・<u>ニントストラン</u> 「活動計画書」の提出等の条件のもと、14日間待機期間中の行動範 囲を限定したビジネス活動が可能 (→主に短期出張者向け。ビジネス目的のみ)

シンガポールと韓国の間で運用中(10月8日時点)

③日本滞在中の在留資格保持者について、一旦出国した後に再入国することを許可(9/1~)

④全ての国・地域からの新規入国を許可(ビジネス上必要な人材に加え、留学、 家族滞在等の在留資格が対象。但し、防疫措置を確約できる受入企業等がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める)(10/1~)

〇9月中に成田・羽田・関西の3空港で1万人超/日の検査能力確保 (その後、3空港及びその他の空港について体制整備を更に推進)

## 4.1).③ 旅客機の客室内での貨物運送実施

担当部署:航空局安全部

航空事業安全室

担当者:勝間(内線50163)

- 〇これまで、旅客機の客室内で貨物運送を行うことは想定しておらず、基準等は設けられていなかった。
- 〇新型コロナウイルスの影響による貨物需要の増大に対応するため、諸外国における対応を参考に、旅客機 の客室内での貨物運送を実施できるよう認可することとしている。
- 〇認可にあたっては、航空機の客室内に貨物を搭載する方法や緊急時の対応手順等をあらかじめ航空局が 確認する。

### 客室内貨物運送実施にあたって 航空会社がマニュアルに定めた事項例

- ✓ 座席1席当たりの重量制限
- ✓ 座席に搭載する貨物の重心の高さの 制限
- ✓ 貨物の固定方法(固縛方法や非常用 装備品へのアクセスを妨げないこと 等)
- ✓ 貨物運送を行うための添乗者の搭乗
- ✓ 貨物からの発煙・発火等緊急時等緊 急時の対応手順

### 航空会社における客室内貨物運送風景





## 4.1).③ 遊覧飛行等における柔軟な飛行経路の設定支援

担当部署:航空局交通管制部

管制課

担当者:後藤(内線51212)

○遊覧飛行など新たな需要獲得に向けた航空会社の取組に対して、柔軟な飛行経路の設定を支援。

○今後も<u>手続きの柔軟化など</u>、更なる推進策に向けて航空会社と協調。

【(ANA)「ANA FLYING HONU」チャーターフライト概要】



## **ANA FLYING HONU** チャーターフライトとは…

この度、エアバスA380型機「FLYING HONU」の 遊覧飛行を体験してみたいというお客様の声にお応えし、 8月22日(土)にチャーターフライトを実施いたしました。

詳細参照(https://www.ana.co.jp/ja/jp/domtour/theme/flyinghonu charter report/)

画像:ANA

【(JAL)「秋の夜空ブルームーンフライト」概要】





#### 航路





詳細参照 (https://www.jal.co.jp/domtour/kat/charter\_bluemoon/)

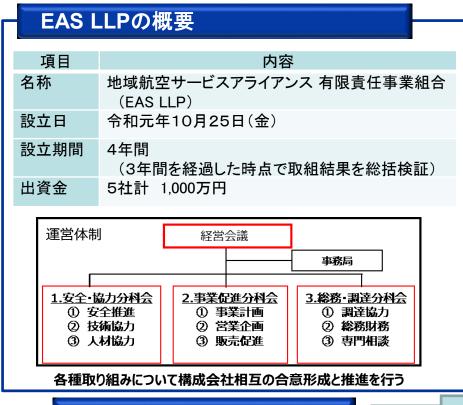
## 4.1).4 持続可能な地域航空の実現に向けた協業の促進

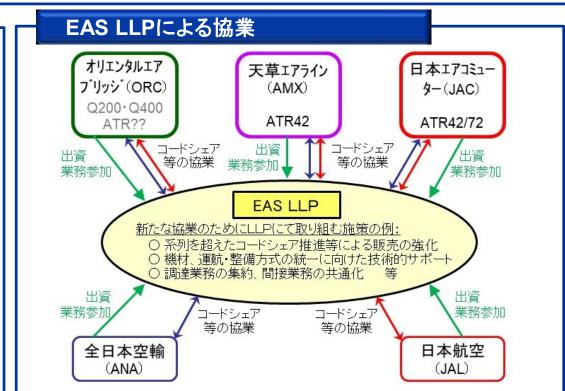
担当部署:航空局航空事業課 地方航空活性化推進室

担当者:植木、中山(内線49451、49452)

### 持続可能な地域航空の実現に向けた検討

- ▶ 人口減少に伴う利用者の減少が見込まれるなか、地域航空の路線を持続可能なものとするため、国土交通省では、有識者からなる研究会(座長:竹内健蔵 東京女子大学教授)等において検討を行い、平成30年12月に報告書を公表。
- ▶ 経営統合については継続課題としつつ、まずは九州地域における有限責任事業組合(LLP)の設立を目指すこととされた。
- ▶ これを受け、今和元年10月25日に地域航空サービスアライアンス 有限責任事業組合(EAS LLP)が設立された。





### 期待される効果

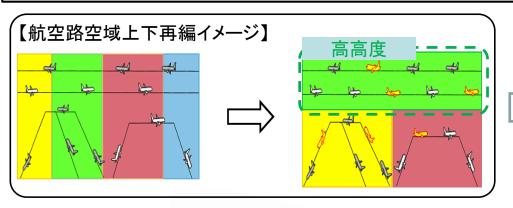
- 販売網の拡大による収入の増加 (系列を超えたコードシェアの実現)
- 〇 機材・規程の統一による人員融通の容易化
- 〇 運休回避等による信頼性向上、逸失収入の低減
- 〇 調達価格低減、業務効率化等による費用削減 等

## 4.2) 飛行経路の短縮等による消費燃料の削減策(航空路・洋上)

担当部署:航空局交通管制部 交通管制企画課

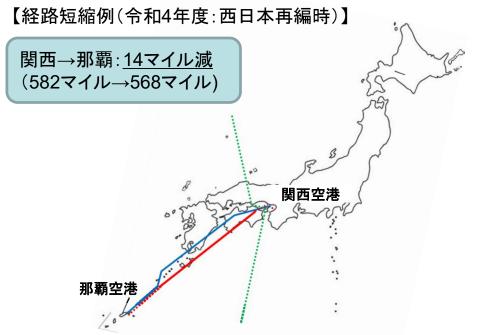
担当者:井部・和田(内線51112、51126)

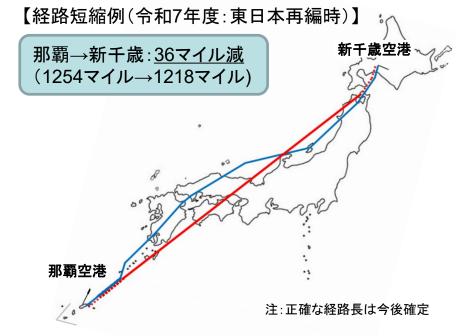
- 〇減便による交通量の減少を踏まえ、可能な限り<u>飛行中の経路短縮など柔軟運用を実施</u>するとともに、航空会社の要望を踏まえ、**さらなる経路短縮や効率的な運航に係る柔軟な対応**を検討。
- ○<u>航空路空域の抜本的な再編</u>を令和2年度から段階的に進め、より直線的な経路を設定。





- ・航空路空域の上下再編により、国内高高度を一体的に管轄することになり、全域でより効率的かつ柔軟な経路運用を実施し、経路短縮を実現
- ・その他、洋上空域において新たな管制方 式の導入などによる運航の効率化を実現





## 4.2) 飛行経路の短縮等による消費燃料の削減策(空港周辺)

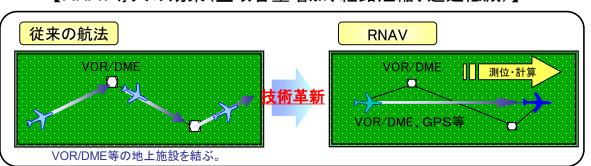
担当部署:航空局交通管制部

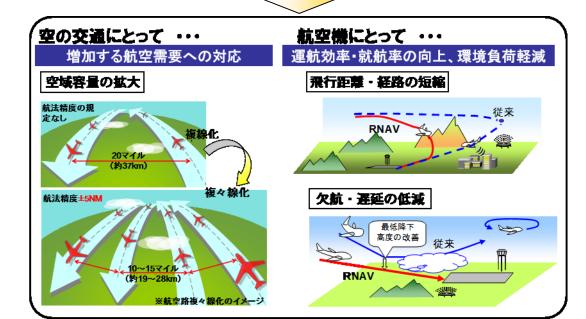
管制課空域調整整備室

担当者:濱畑·大橋(内線51232、51251)

- ○従来の航法よりも飛行距離を短縮し、より多くの航空機を効率よく飛行させることが可能となる RNAV経路等の導入を促進。(※RNAV:衛星や機上装備を活用して飛行する航法)
- 〇令和2年度において、<u>国内4空港にRNAVによる出発・到着経路の導入を決定済み</u>。(令和3年度以降についても継続して導入予定)

【RNAV導入の効果(空域容量増加、経路短縮、遅延低減)】





【経路短縮イメージ(事例:大館能代空港)】



導入空港	導入時期	短縮効果 (最大値)
函館空港	令和2年12月	約3分
奥尻空港	令和3年3月	約8分
利尻空港	令和3年3月	約8分
丘珠空港	令和3年3月	約4分

※函館空港については、到着経路のみ導入

### 4.2)航空需要の回復・拡大に迅速に対応するための安全規制の集中的見直し(乗員についての規制・運用の見直し)

担当部署:航空局安全部航空事業安全室担当者:勝間(内線50163)

- 〇諸外国の状況や近年の技術・情勢の変化等を踏まえ安全性の維持・向上が図られることを大前提としつつ、 規制・運用の見直しに向けた検討を実施する。
- ○検討にあたっては、航空会社を交えた官民で連携を図るための検討体制を構築する。
- ○対応の方向性について年内に結論を得るとともに、対応可能なものについてはそれを待たず、順次、法令・ 通達等の規制の見直しを行う。

#### 乗員についての規制・運用の見直しの検討項目の例

#### 航空会社内で実施可能な機長認定の範囲拡大

#### 現行の制度概要

- ・航空会社の航空機に乗り組む機長は、必要な知識・能力を有していることにつき、国の認定を受ける必要がある(機長認定)
- ・機長認定審査の一部は、国の審査官に代わって社内で実施可能

#### 見直しの概要

・ 社内で実施可能な機長認定審査の範囲を拡大する

## 技能証明取得時におけるシミュレータのさらなる活用

#### 現行の制度概要

・操縦士に係る技能証明を取得する際に必要とされる飛行経歴に関しては、シミュレータによる飛行経験を充当可能(上限あり)

#### 見直しの概要

・操縦士に係る技能証明を取得する際の飛行 経歴として充当可能な<u>シミュレータでの時間</u> の上限を拡大する



#### 外国人操縦士活用のための試験等の合理化

#### 現行の制度概要

・外国の操縦士ライセンスを有する操縦士が我が国の技能証明を取得する際には、学科・実地試験を受ける必要がある

#### 見直しの概要

・外国の操縦士ライセンスを有する操縦士が我が国の技能証明を取得する際の試験方法や手続の合理化に向けた検討を行う

#### 技能証明取得に関するより柔軟な受験機会の提供

#### 現行の制度概要

・操縦士等の技能証明を取得する際の学科試験について、技能証明の 各資格について年に数回程度実施

#### 見直しの概要

・技能証明取得のための学科試験について、 より柔軟な受験機会の提供を可能とするための検討を行う



14

### 4.2) 航空需要の回復・拡大に迅速に対応するための安全規制の集中的見直し(整備分野における規制・運用の見直し等)

担当部署:航空局安全部航空事業安全室担当者:勝間(内線50163)

#### 整備についての規制・運用の見直しの検討項目の例

#### 整備基地開設や機種追加のための手続の見直し

#### 現行の制度概要

・航空会社が整備基地を開設したり、整備基地で取り扱う航空機の機種の追加を行う際には、 基地の検査を受け、事業計画の変更手続き を行う必要がある



#### 見直しの概要

・整備基地開設や整備基地で取り扱う航空機の 機種の追加にあたって、<u>合理化に向けた検討</u> <u>を行う</u>



#### 部品等領収検査のリモートでの実施を含む合理化

#### 現行の制度概要

- ・航空会社は整備に使用する航空機の部品等をメーカーから受領した際には、不具合がないか等の検査(領収検査)を行う必要がある
- ・航空会社が整備を委託する場合、航空会社が部品等を購入し領収検 査を行った後、委託先へ部品等を供給するが、供給を受けた委託先 も品質確保のため部品等の領収検査を行う必要がある

#### 見直しの概要

・部品等の領収検査について、 <u>リモートでの実施を含め合</u> 理化に向けた検討を行う





#### 手続の電子化の検討項目の例

#### 技能証明の申請手続や運航規程等の書類等の電子化

#### 現行の制度概要

- ・技能証明の申請は様式に従って紙媒体での申請書により行われている
- ・航空法に基づく運航規程(航空会社)・教育規程(訓練会社等)等の各種書類や申請手続に ついては、多くが紙媒体での手続き・提出が求められている

#### 見直しの概要

・技能証明の申請手続や運航規程・教育規程等の認可書類や申請手続のデジタル化に 向けた検討を行う





技能証明の申請書様式

紙媒体の規程類

## 5. 航空ネットワークの基盤を支える空港関連企業の維持・強化を支援するための施策

担当部署:航空局航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課

担当者:藏•渡延(内線49102、49624)

### 共通

空港会社

空港ビル会社

保安検査会社

テナント

- ■国税・地方税等の支払い猶予
- ○令和2年2月から令和3年1月の間に納付期限が到来する国税、 地方税、社会保険料等の納付猶予(1年間)の措置を実施する。

国税の例)消費税、法人税等 地方税の例) 固定資産税、事業税、法人住民税等

#### ■雇用調整助成金による支援

○助成率の拡充や一人当たり支給上限額の引き上げ等の特例措置により、 空港関連企業における雇用の維持を支援する。

緊急対応期間:令和2年4月1日から同年12月31日まで

### 空港会社関係

#### ■コンセッション空港における契約上の履行義務の緩和 (施設整備の後ろ倒し等)

- ○契約上の義務となっている空港活性化投資の後ろ倒し等を柔軟に認めること により、空港運営会社における当面の資金繰りの支援を実施する。
  - 例) 建物の維持・修繕丁事や滑走路更新丁事の後ろ倒し、など

#### ■コンセッション空港(福岡・北海道)の資金繰りへの対応

○経営改善や資金繰りの確保に向けた関係者の議論も踏まえ、国においても 必要な対応を検討する。

#### ■コンセッション空港の空港運営事業期間の延長

- ○運営事業期間の延長について、空港運営会社の申し入れに基づき協議する。
- ■会社管理空港(中部・関西)の資金繰りへの対応
- ○中部国際空港㈱による政府保証債の前倒し発行や、関西エアポート㈱が 実施する防災対策事業完成物の迅速な買取り等の実施により、空港会社 の安定的な運営を確保する。

#### その他空港関連企業関係

■国有財産使用料の支払い猶予 空港ビル会社

- ○令和2年度分の航空局所管の国有財産使用料について、支払い期限を 令和3年1月13日まで猶予する。(例年は6月支払い期限のところ、約半年間猶予)
- ○また、令和2年2月から令和3年1月までの間に支払い期限が到来する国 有財産使用料については、一定の条件※を満たす場合、支払い期限から1年 間猶予(航空局所管のものについては令和4年1月13日まで)することを可 能とする。※前年同時期に比べて売上が20%以上減少していることなど
- ■空港関連企業における体制の維持に向けた支援
- ○グランドハンドリング会社や保安検査会社に対し、空港におけるPCR検査に 係る業務の紹介をはじめ、一時的な労働力移転に向けた情報提供を行う。
- 例1) 厚労省が委託するPCR検査の際の旅客の誘導業務などの紹介
- 例2) 事業者に対し(公財)産業雇用安定センターを紹介
- 例3)雇用調整助成金の出向型の活用に向けた情報提供を実施

### ■ 空港会社等に対する空港関連企業の支援の要請

○空港会社等に対して、その他空港関連企業が支払う賃料の猶予・減免を要請する。

○空港会社等において賃料を減免した場合、その損害の額を税務上の損金 として算入できることを明確化する。

空港会社

16

テナント